



木造住宅の耐震化を支援します



安堵町では大規模地震に備えた安全なまちづくりとして、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事を以下のとおり支援します。

● 耐震診断

・対象となる住宅（次のすべてを満たす者）

- 町内の木造住宅・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で現在住宅に使用している一戸建て又は長屋及び共同住宅
- 延べ床面積 250 m²以下で、かつ地階を除く階数が 2 以下のもの
- 木造在来軸組工法（土台、柱、梁、筋かいなど軸組を形成するもの）の建築物

・検診方法

一般診断（原則として目視による調査方法です。）

・耐震診断員の派遣

助成が決定した方には町から耐震診断員（資格所有建築士）を派遣します。

・助成金額

耐震診断員の派遣費用を町が全額助成します。（個人負担はありません）

・募集件数

3 件

・ご注意事項

- 申し込みを希望される方は事前にご相談ください。事業対象になるか確認してからの受付となります。
- 直接業者に耐震診断を頼まれた方は助成の対象となりませんのでご注意ください。

● 耐震改修工事費補助

・対象となる条件（次のすべてを満たす者）

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築で耐震診断の結果が 1. 0 未満の木造住宅を 1. 0 以上に、または 0. 7 未満の木造住宅を 0. 7 以上の数値にする改修工事
- 補助対象となる耐震改修工事の費用が 50 万円以上の工事
- 補助金交付決定後、工事に着手し令和 6 年 3 月 15 日までに完了するもの

・補助金の額

- 耐震改修工事費が 50 万円から 87 万円までの場合→補助金 20 万円
- 耐震改修工事費が 87 万円以上の場合→工事費の 23%（1000 円未満切捨て）
- 補助金の限度額 50 万円
- 耐震改修工事の施工以外の費用は補助の対象になりません。

・募集件数

2 件

・受付期間

7 月 1 日（月）～7 月 31 日（水）

（土日祝を除く、8 時 30 分～17 時 15 分）

※但し、7 月末までに件数を満たさない場合は、先着順で 10 月 31 日（木）まで受け付けします。

※御注意を！

町の耐震診断（改修）助成事業では、戸別訪問などによる勧誘は一切行っていません。

お問い合わせ 事業課 TEL 0743-57-1511